

# CDM を通じた技術移転の現状と課題

Technology Transfer in the Clean Development Mechanism success and challenge  
CDM, technology transfer, emission reduction, Kyoto Protocol

小松 潔 \*  
Kiyoshi Komatsu

## 1. はじめに

気候変動枠組み条約 (UNFCCC) の京都議定書では、附属書 I に分類される先進国のみが温室効果ガスの排出削減義務を負うが、この排出削減義務の履行にあたっては、柔軟な対応が認められている。義務を負う先進国国内の排出削減だけではなく、途上国における排出削減量を先進国の排出削減義務の履行に利用することが認められており、これがクリーン開発メカニズム (CDM) とよばれる制度である。

これまでに実施されている CDM プロジェクトの分析を通じて、ある程度の技術移転がなされているとの研究成果も発表されている。

## 2. プロジェクトタイプによる技術移転の違い

これら先行研究の成果をレビューし、CDM による技術移転がどのように行われているのか整理し、その成果と限界を考察する。その際には、プロジェクトタイプの違いに注目する。排出削減活動を活動の種類ごとに分類したものがプロジェクトタイプであるが、CDM では風力発電や工場での省エネルギー活動などの様々なプロジェクトが実施されており、プロジェクトタイプが異なれば、採用される技術も違い、技術移転にも影響を与えられられるためである。

## 3. 技術移転に影響を与える要因

既存研究のレビューの結果、CDM プロジェクトを通じてある程度の技術移転はなされているものの、GER (Certified Emission Reduction: 認証排出削減量) の買い手となる先進国企業による選好の内容から大きな影響を受けることや、ホスト国内の政策、そして技術水準によって大きく変わりうることが示された。また、CDM 以外の手法で先進国の技術が途上国に導入されている場合もあることや、高価な先進国の技術導入のインセンティブにはなっていない場合もある。

さらに、CDM を通じて技術移転はなされていないものの、ホスト国内で普及が遅れていた技術の普及を促進している可能性もある。普及が促進される技術の内容については更に詳細な検討が必要であるが、技術移転だけではなく技術を普及させる機能を CDM が果たしている可能性があることには留意が必要であろう。

## 4. 考察

分析の対象とした先行研究は、一般に公開された文書等に基づいて分析が行われているが、実際にプロジェクトが実施されている現場での調査は行われていない。また先行研究の中では、CDM の方法論の影響について分析したものは存在していない。CDM プロジェクトの実施においては、CDM 登録は重要な手続きの一つであり、この手続きにおいて方法論に基づいた追加性の証明が大きな位置を占める。また、技術移転が追加性の証明においてどのような位置を占めるのかという点も、先行研究ではなされていない。これらの論点は、今後の研究課題として残っていると見える。

\*財団法人 日本エネルギー経済研究所 省エネルギーグループ  
主任研究員  
〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イノベーションビルディング 10 階  
e-mail kiyoshi.komatsu@tky.ieej.or.jp